

・保育園料について

Q. 品川区の保育料の減額理由として「みなし寡婦控除」がある。該当条件として“児童扶養手当を受給していること”とあったが、児童扶養手当の受給要件である所得制限を超えていたため、受給することができなかった。しかし、税法上の「寡婦控除の対象となる人の範囲」には、こどもがいる場合は所得の制限がない。品川区の「みなし寡婦控除」が実質所得の制限を設けているのは、理にかなっていないのではないか。また、今後見直しをいただけないか。

A. 品川区においては、保育料の支払いが困難な世帯について、保護者の申請に基づき保育料の減額を実施しております。

保育料の減額理由のうち、未婚のひとり親の方（みなし寡婦）については、現在、保育料の支払いが困難であることの判断基準として、児童扶養手当受給を要件としておりました。

この度、国の方針として、ひとり親家庭支援の充実を目的とし、子ども・子育て支援法施行令および施行規則が改正され、未婚のひとり親について地方税法上の寡婦等とみなし、保育料を算定することとされました。

品川区としては、上記の改正を踏まえ、保育料の減額理由におけるみなし寡婦控除について、減額基準から児童扶養手当受給の要件を削除し、新たな基準は平成30年9月1日から適用しております。その結果、婚姻によらないひとり親の方がみなし寡婦の適用を受ける場合の所得制限がなくなりました（合計所得500万円以下の場合には寡婦特別）。保護者の申請に基づき、減額基準に該当すれば保育料減額の適用を受けることができますので、詳しくは保育課入園相談係までお問い合わせ下さい。

保育料の減額基準については、皆様のご意見・ご要望や国の動向等を踏まえ、今後も見直しや検討を行ってまいります。

（子ども未来部保育課）